

次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」骨子案について

I 今回ご意見を伺う内容

今回、皆様にご意見を伺いたいと考えている内容は、以下のとおりです。

- (1) 目次や掲載項目の追加、掲載場所の変更など、全体の枠組みに関する事
- (2) 施策の体系（基本理念・基本目標・大分野・小分野）に関する事
- (3) 数値目標の設定に係る考え方（具体的な目標値については次回以降を予定） 等

II 次回以降にご意見を伺う内容

以下の項目に関しては、次回以降に事務局からの資料を提示した上で、改めてご意見をお伺させていただき予定です。

- (1) 具体的な施策に関する事
- (2) 数値目標の設定等に関する事
- (3) 具体的なページのレイアウトに関する事

III その他関係機関における検討状況

- (1) 静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会

本骨子案について、意見の聴取を行う予定。

- (2) 静岡市障害者自立支援協議会

8月31日（木）に開催する第2回会議において、障がい福祉計画・障がい児福祉計画における成果指標等について、検討いただく予定です。

→上記2つの期間における意見の集約結果は、次回会議において共有させていただき予定です。

IV 資料の読み方

変更！ ○○○～～～～

- ・・・現時点で、事務局が検討している、次期計画における変更案・改善案を掲載しています。

- 計画○ページ➤➤ ・・・現計画の該当ページを記載しています。
資料と併せてご覧いただくことで、現計画での考え方などをご確認いただけます。

V 計画に定める項目の概要

>> 計画目次ページ >>

現計画（令和3～5年度）	次期計画における変更内容（案）
<p>第1章 計画策定に係る基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 国の動向 3 計画の位置づけ 4 計画の対象 5 計画の期間 	<p>現計画期間中の内容を追記 内容を更新予定 障がい“児”も対象であることを追記予定 次期計画の期間に更新</p>
<p>第2章 静岡市の障がい者施策等の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者手帳交付者数等の状況等 2 市民アンケート調査の結果【概要】 3 前計画の効果測定 	<p>項目を削除し、大分野毎の現状分析で掲載</p>
<p>第3章 計画の目指す方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の全体図 2 基本理念 3 基本目標 4 SDGsの推進 5 生涯活躍のまち静岡（CCRC）の推進 6 施策の体系 7 本計画を効果測定する成果目標の設定 	<p>位置付けを「基本的視点」に変更 CCRCの整備から時間が経っているため、等項目からは削除予定</p>
<p>第4章 分野別の施策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護・理解促進 2 地域生活支援 3 医療・保健 4 生活環境 5 安全・安心 6 子ども 7 雇用・就労 8 文化活動・市民生活 <p>障害福祉サービス等の提供基盤の整備について</p>	
<p>第5章 計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 PDCAサイクルによる計画の推進 2 障がい者福祉施策に関係する会議体 	

Ⅵ 計画に定める各項目の内容について

1 計画策定に係る基本的事項

1-1 計画策定の趣旨について >>計画1ページ>>

○現計画に引き続き、以下のとおりとする予定です。

- (1)現計画（令和3～5年度）の期間満了に伴い、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度改革に対応するため必要な改正を行うこと。
- (2)静岡市第4次総合計画における5大重点政策に掲げる「子どもの育ちと長寿を支えるまちの推進」の実現のため、障がい児・者が心身ともに健康で自分らしく活躍し、暮らすことができるまちづくりを目指すこと。
- (3)幅広い分野に対して横断的な視点により本市障がい者施策の基本的な方向性を定めること。

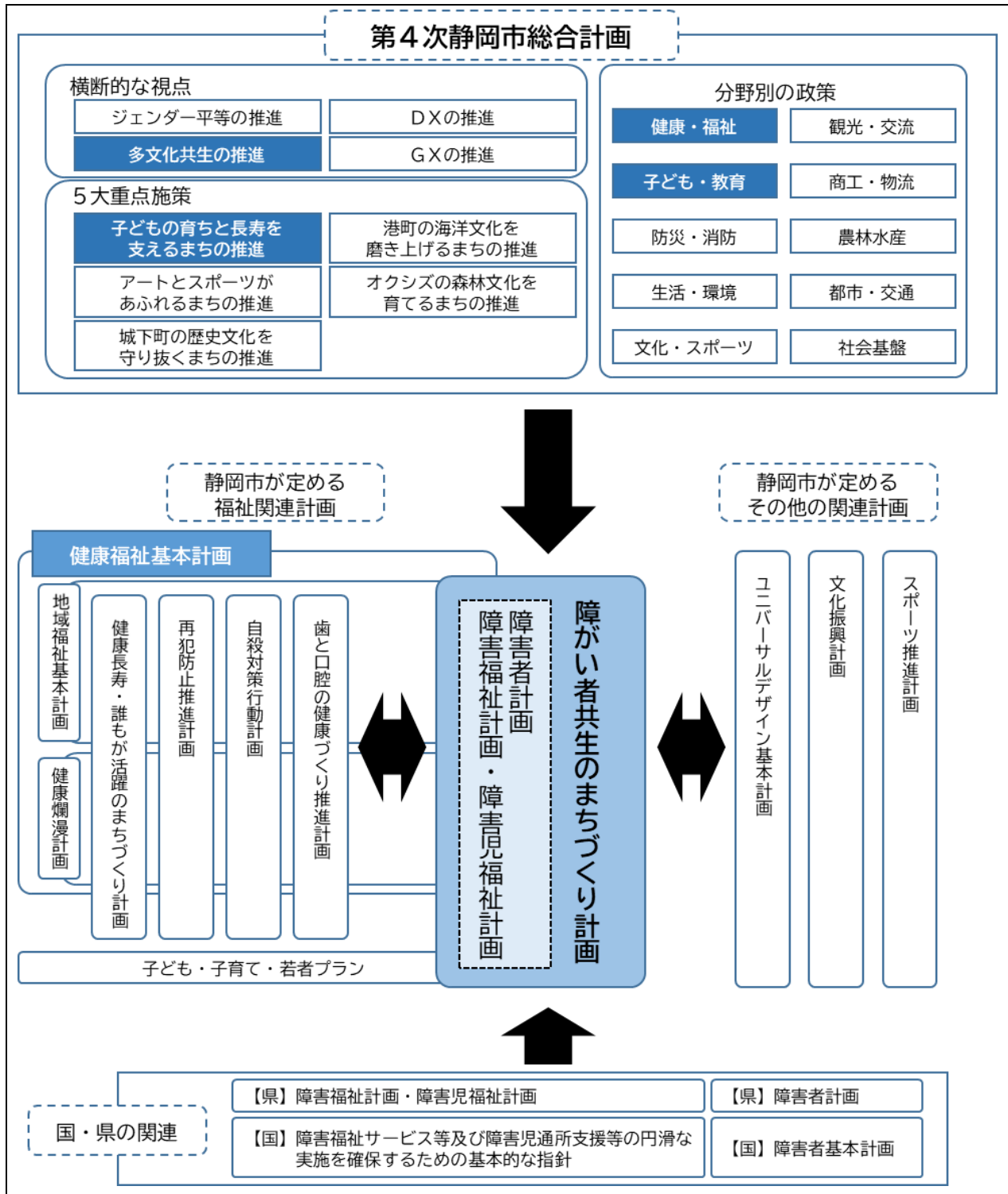
1-2 国の動向について >>計画2～3ページ>>

○現計画に掲載されている内容に加え、令和2年度以降には、別紙1のような動きがありました。

変更！ 別紙の事例のうち、掲載スペースの範囲内で、特に本市施策に関連するものなどを中心に掲載予定です。

1-3 計画の位置づけ >>計画4ページ>>

変更！ 第3次総合計画の期間が令和4年度で満了し、令和5年度から第4次総合計画が始まったこと等に伴い、内容を更新



1-4 計画の対象 >>計画5ページ>>

現計画と同様に、障がいの有無に関わらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とすることを考えています。

現行計画の内容を踏襲しつつ、計画名が「静岡市障がい“者”共生のまちづくり計画」となっており、児・者共通の計画であることが伝わりづらいのではないかと意見をいただきました。

障害者基本法においては、児・者の区別がないこと、他都市（静岡県・浜松市）の計画においても、計画名に児・者を併記していないことから、計画名は従来そのままとしつつ、当項目で障がい児も対象となることを明記する予定です。

さまざまな「障がい」

子ども（障がい児） ～ 大人（障がい者）

身体障がい

（身体障害者福祉法）

手・足を思うように動かせない
見えない
聞こえない
うまく発声できない
内臓の働きが弱い など

知的障がい

（知的障害者福祉法）

18歳までに起こった知的発達の遅れのために社会生活に適應する能力に制限がある状態

精神障がい

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

統合失調症
気分障がい（うつ病、躁うつ病等）
依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）
てんかん など

強度行動障がい

直接的な他害（噛みつき・頭突き等）や間接的な他害（睡眠の乱れ・同一性の保持等）自傷行為等が通常考えられない頻度・形式で出現している状態

高次脳機能障がい

けがや病気によって脳に損傷を負うことで発生する記憶力や注意力、身体機能などの様々な障がい

難病

原因が分からない
治療法が未だない

重症心身障がい

身体障がい1・2級かつ
知的障がい重度（A）

医療的ケアが必要な障がい

人工呼吸器
たんの吸引
人工的水分栄養補給
（胃ろう、経管栄養） など

発達障がい

自閉症スペクトラム
学習障がい（LD）
注意欠陥多動性障がい（ADHD）
知的障がいを伴う場合がある

1-5 計画の期間 >>計画5ページ>>

- 計画期間は、障がい者計画部分を令和6年度から令和10年度までの5年間、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画部分を令和6年度から令和8年度までの3年間とすることを検討しています。
(平成30年度の障がい児福祉計画策定のタイミングから、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を1本化していましたが、障がい者計画が国の障害者基本計画との計画期間のズレが大きいこと等から、別に策定することを予定)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
静岡市 障がい者計画											
静岡市 障がい福祉計画											
静岡市 障がい児福祉計画										~R11	
静岡市総合計画									~R12		
内閣府 障害者基本計画											~R14
厚生労働省 基本的な指針											~R11
静岡県 障害者計画										~R11	
静岡県 障害福祉計画・ 障害児福祉計画										~R11	

2 静岡市の障害者施策等の状況について

2-1 障害者手帳交付者数等の状況 >>計画6~11ページ>>

現計画に引き続き、以下の項目について掲載する予定です。

- (1) 障害者手帳交付者数の推移
- (2) 身体障害者手帳交付者の状況【種別、等級別、年齢別】
- (3) 療育手帳交付者の状況【等級別、年齢別】
- (4) 重症心身障がい児者の状況
- (5) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況【等級別、精神通院医療費助成受給者数との関係】
- (6) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況
- (7) 特定医療（指定難病）受給者の状況
- (8) 障害福祉サービスの利用状況【支給決定者数、サービス別】
- (9) 障がい児の状況
- (10) 医療的ケアを必要とする人の状況

2-2 前計画の効果測定 >>計画16~17ページ>>

現計画では、国の指針に基づき、令和5年度までにおける目標を下表のとおり定めました。達成状況は以下のとおりです。現計画と同様に、次期計画にも、以下の表に加え、達成状況に関する分析を掲載する予定です。

項目	目標値		R4実績	
	国指針	本市設定	数値	達成見込
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行				
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	34人	25人	14人	未達成
(2)入所施設を利用する人の減少数	10人減	10人減	29人減	達成
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
(1)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	69%	81.0%	達成
(2)入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	86%	85.1%	達成
(3)入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	92%	97.2%	達成
(4)精神病床における1年以上長期入院者数	10.6~12.3万人	65歳未満：160人 65歳以上：193人	65歳未満：186人 65歳以上：234人	未達成
【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数 ㊦	316日以上	316日以上	最終年度のみ測定	—
【成果目標3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実				
(1)拠点の整備箇所数	1箇所	整備済み	整備済み	達成
(2)運用状況の検証・検討	年1回	年2回	年2回	達成
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等				
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	150人	150人	93人	未達成
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数 ㊦	111人	111人	62人	未達成
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数 ㊦	24人	24人	19人	未達成
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数 ㊦	15人	15人	10人	未達成
(5)就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合 ㊦	70%	70%	31.2%	未達成
(6)就労移行率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 ㊦	70%	70%	最終年度のみ測定	—

項目	目標値		R4実績	
	国指針	本市設定	数値	達成見込
【成果目標5】 障害児支援の提供体制の整備等				
(1)-1 児童発達支援センターの箇所数	確保	3箇所	2箇所	達成
(1)-2 保育所等訪問支援の実施箇所数	確保	3箇所	17箇所	達成
(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数	確保	7箇所	6箇所	未達成
(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数	確保	6箇所	9箇所	達成
(4)-1 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置	設置	設置済み	設置済み	達成
(4)-2 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 ㊦	確保	20人	23人	達成
【成果目標6】 相談支援体制の充実・強化等 ㊦				
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保	確保	確保済み	達成
【成果目標7】 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 ㊦				
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	体制構築	体制構築	体制構築済み	達成

3 計画の目指す方向性

3-1 基本理念 >>計画20ページ>>

障害者基本法第1条（目的）及び静岡市第4次総合計画の横断的な視点の1つである「多文化共生の推進」の理念に即して定めます。

法は現行計画策定時点から変更がなく、総合計画の「多文化共生の推進」の考えは、第3次総合計画重点プロジェクトの「共生」から考えを引き継いでいるものであり、方針自体には変更がないことから、次期計画の基本理念は現行計画から継承します。

※「共生都市」を計画名に合わせて「共生のまち」に変更

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支えあい、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

3-2 基本的視点 >>計画21ページ>>

現計画では、「第5次障害者基本計画における各分野に共通する横断的視点」、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の基本的理念」の内容を踏まえ、以下の3つを基本的な視点としています。（基本的視点の考え方の詳細は、別紙2をご覧ください。）

参考としているいずれにも部分的な改正はありましたが、根本的な考えの変更はないことから、現計画の基本目標を継承して基本的指針とする予定です。

《基本的視点》

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活におけるあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

《基本的視点の詳細部分の変更案》

(1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。

障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

(2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

バリアフリー化や情報アクセシビリティの向上等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として、アクセシビリティの向上を図ります。

(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別、環境と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

また、こうした体制を支える障害福祉人材の確保・定着に向けた取り組みをすすめていきます。

「利用のしやすさ（アクセシビリティ）とは」 例えば・・・

- 道や建物、公共サインがバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化されており、障がいのある人も外出しやすい。
- 見えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。
- サービスの利用や支援を真に必要としている人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。 など

3-3 SDGsの推進 >>計画22ページ>>

現行計画の掲載内容をベースとして、本計画や関連事業とSDGsのかかわりについて計画内で明記する予定です。

3-4 施策の体系 >>計画24~25ページ>>

現計画と同様に、

基本理念>基本目標>大分野>小分野(柱)>具体的な施策 とする予定です。

3-5 本計画を効果測定する成果目標の設定 >>計画26~28ページ>>

現計画と同様に、国の指針に基づき定める予定です。記載項目は、別紙3をご覧ください。

4 分野別施策について >>計画 31～160 ページ>>>

4-1 大分野と小分野

変 更 ! 次期計画における「大分野」「小分野」については、以下の案を検討しています。
 項目の内容は一部のみ変更して基本的には継承する予定です。

大分野	小分野（柱）
1 権利擁護・理解促進 ～認め合う・守る～	(1)障がいへの理解を深める活動の促進 (2)ボランティア・NPO 等による協働の促進 (3)障がいを理由とする差別の解消 (4)意思疎通・意思決定の支援 (5)虐待の防止
2 地域生活支援 ～支え合う・つなぐ～	(1)相談支援体制の充実 (2)地域移行を推進するための支援 (3)日常生活を支援するためのサービスの充実 (4)経済的な支援の充実 (5)人材の確保・ 定着 と資質の向上 (6)将来の生活を考えるための支援
3 医療・保健 ～健康を保つ～	(1)障がいに配慮した地域医療の提供 (2)リハビリテーション支援の推進 (3)医療費助成の実施
4 生活環境 ～暮らす～	(1)地域における住居の確保 (2)外出支援の充実 (3)まちのユニバーサルデザインの充実・バリアフリーの充実
5 安全・安心 ～備える～	(1)防災・防犯意識の向上と備えの推進 (2)災害時等における支援体制の充実
6 子ども ～育てる・学ぶ～	(1)障がいの早期発見・早期支援 (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援 (3)学校教育における障がい児の支援
7 雇用・就労 ～働く～	(1)就労につなげ、支える支援の充実 (2) 本人の状況や希望 、環境の変化に応じた就労の場の確保 (3)福祉的就労における工賃向上の支援
8 文化活動・市民生活 ～楽しむ・参加する～	(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進 (2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供 (3)行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

4-2 障害福祉サービス等の提供基盤の整備について >>計画157~159ページ>>

国の指針に基づき、障害福祉サービス等事業所の事業所数・定員数「のR5.3月時点の状況」及び「次期計画期間中のサービス利用の増加に伴いR8年度までに新たに必要になる量を設定します。

5 計画の推進

5-1 PDCAサイクルによる計画の推進 >>計画161ページ>>

現計画に引き続き、1年単位でPDCAサイクルを回していくことを検討しています。

5-2 障がい者福祉施策に係る会議体 >>計画162ページ>>

現計画と同様に、計画末尾に掲載する予定です。

Ⅶ その他計画全体に関すること

変更！ 「1-5 計画の期間」でも掲載したとおり、「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一本化したうえでの策定をとりやめ、2つの計画に分割することを検討しています。

各計画間での施策の考え方や事業の関連が分かりやすいよう、施策の体系等は共通の項目とする予定です。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、「障がい者計画」の目標を実現するための実行計画に類する位置付けとすることを検討しています。